

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

このことについて、近年の猛暑日の発生などの気象状況を考慮し、工事現場における熱中症対策にかかる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしました。

記

1 対象工事

主たる工種が屋外作業で「土地改良事業等請負工事積算基準」(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)別表1の工種区分を適用する工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

「工事の始期」から「工事の終期」までの期間のうち、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間を除いた期間をいう。

(3) 真夏日率

次の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期中の真夏日(日)} \div \text{工期(日)}$$

3 気温等の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温等の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

気温は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所が公表するものを用いることを標準とする。

気温のほか、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることができる。この場合、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とし、これに要する費用は受注者の負担とする。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

4 積算方法

受注者より提出された計測結果の資料を基に、真夏日率を算出し、現場管理費率に加算し、補正を行う。なお、当該補正は、設計変更時に行うものとする。

(1) 補正值の算出

$$\text{真夏日率} = \text{工期中の真夏日(日)} \div \text{工期(日)}$$

※真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (1.2)}$$

※補正值は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 現場管理費の算出

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理费率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值})$$

※補正值について、「冬季施工における現場管理費の補正」と重複する場合においても最高2%とする。

(3) 算出例

○工期 300 日のうち、真夏日が 50 日

○真夏日率 = $50 \div 300 = 0.16666 \approx 0.17$

○補正值 = $0.17 \times 1.2 = 0.20400 \approx 0.20$

5 適用

令和元年7月1日以降の施行何いの設計書から適用する。

適用日以降に完成する既契約工事や既施行何い工事については、受発注者協議により適用可能とする。その場合、受発注者協議により「基準日」を定め、当該「基準日」から「工期の終期」までの期間を真夏日率算定に用いる「工期」とする。なお、気温等の計測方法等については、記3に準じる。

6 工事成績評定

本試行により現場管理費の補正を行った工事については、受注者の創意工夫等で熱中症対策を行った場合であっても工事成績評定の評価対象としない。